

大和市告示第121号

大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年5月31日

大和市長 大 木 哲

大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する
要綱

大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成27年大和市告示第180号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ひとり親家庭の親」の次に「及び児童」を加える。

第2条中「ものをいう。」の次に「以下同じ。）及びその児童（同法第6条第3項の児童であつて、当該ひとり親家庭の親に扶養されている者をいう。」を加え、同条第1号中「児童扶養手当法」を「ひとり親家庭の親が児童扶養手当法」に改め、同条第2号中「事業による給付金の支給を受けようとする者の」を「就学経験、」に改める。

第3条中「講座は、」の次に「対象者が」を加える。

第4条第1項第1号中「費用」の次に「（以下「支払費用」という。）」を加え、同条第2号中「受けた者」の次に「又はその児童」を加え、「対象者が対象講座の受講のために現に支払った費用」を「支払費用」に改める。

第5条第1項中「受講者が現に支払った費用」を「支払費用」に改め、同条第2項第8号中「訓練給付金」を「受講修了時給付金」に改める。

第6条中「給付金の支給を受けようとする対象者」を「受給希望者（対象者であつて、給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親をいう。以下同じ。）」に、「自ら」を「対象者」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「対象者」を「受給希望者」に改める。

第7条中「その旨を」を削り、「対象者」を「受給希望者」に改める。

第8条の見出し中「受講修了給付金」を「受講修了時給付金」に改め、同条第1項中「受講修了時給付金の支給を受けようとする対象者は、」を「受給希望者は、対象者の」に改め、同条第2項第1号及び第3号中「対象者」を「受給希望者」に改め、同条第2項第6号中「受講者本人が支払った費用」を「支払費用」に、「受講者が」を「当該受給希望者が」に、「受講者用控」を「受給希望者用控」に改め、同条第3項中「対象者」を「受給希望者」に改める。

第9条第1項中「合格時給付金の支給を受けようとする対象者」を「受給希望者」に改め、同条

第2項第1号及び第3号中「対象者」を「受給希望者」に改め、同条第3項中「申請者」を「受給希望者」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。